

# ごみステーション集積容器等設置補助金交付制度の概要

## 【簡易集積容器等用】

令和6年4月1日現在

### 1 補助対象者

ステーションを利用している市民の代表者または町内会長等その地域の代表者

### 2 補助対象物品

折り畳み式の簡易集積容器やファスナー型防鳥ネット等

### 3 補助金の額

消費税を含む購入費の2分の1、ただし限度額を1ステーション20,000円とする。  
(補助金の額は10円未満切捨て)

### 4 補助（申請）要件

- (1) 補助対象は、家庭ごみステーション、資源化物ステーション、家庭ごみ・資源化物併用ステーション
- (2) 補助を受けた用具の管理が適切に出来ること。  
(通行の妨げにならないよう、収集後の片付けをおこなうこと。)
- (3) 2回目以降の申請については最初の補助金申請から5年を経過したステーションに限る。

### 5 申請書類（一注意事項一）

#### (1) 「ごみステーション集積容器等設置補助金購入内訳書【簡易集積容器等用】」

- ・ ステーション代表者が購入内訳書を作成する。(いない場合町会長が作成)
- ・ レシート添付(宛名が記入できるもの)または領収書(コピーは不可)  
(レシート等は振込み後返還します)  
**領収証の場合、宛名は町会名等**をお願いします。(申請書と同じ名前)
- ・ ステーション番号が不明の場合は環境センターにお問い合わせ下さい。  
(皇后崎環境センター TEL631-5337)
- ・ ステーションの利用世帯数をご記入下さい。
- ・ 1ステーションにつき1枚のごみステーション集積容器等設置補助金購入内訳書を作成する。
- ・ 使用中、使用後の確認ができるもの(写真)を添付して下さい。

#### (2) 「ごみステーション集積容器等設置補助金交付申請明細表兼実績報告明細表」

- ・ 町会長名で申請
- ・ 印鑑は朱肉印(シャチハタは不可)
- ・ 補助金の額は10円未満切り捨て(補助額が9,125円⇒9,120円)

#### (3) 「自治区会総括表」

- ・ 自治区会会長名、町会名、申込件数、補助申請額を記入してください。

**(1)(2)(3)の書類をセットで提出してください。**

**申請書類は、修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用出来ませんので、訂正印  
をお願いします。**

6 補助金の振込み 各自治区会が管理している口座に振り込みます。

7 提出先 八幡西区環境衛生協会総連合会(八幡西区役所内) ☎ 642-2531

## 北九州市ごみステーション集積容器等設置補助金交付要綱

(一部抜粋)

(補助対象集積容器等)

第3条 補助金の交付の対象となる集積容器等は、次の各号に掲げるものとする。

- (2) ごみ収集後、折り畳んだうえで収納ができる折り畳み式簡易集積容器、ファスナー式防鳥ネット等（以下「集積容器等」とする。）

(補助の要件)

第4条 補助金の交付にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市にステーション代表者を届け出ていること。
- (2) 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 地域住民が補助対象の集積容器等を適切に維持管理すること。
- (4) 前回の交付から5年以上経過したごみステーションであること。
- (7) 第3条第2号に掲げる簡易集積容器等を新たに設置する場合は、第2－2号様式の誓約の欄に署名を行うこと。

(補助金の額等)

第6条 交付する補助金の額は、以下のとおりとする。

- (2) 第3条第2号に掲げる簡易集積容器等を新たに設置する場合は、購入費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1とし、1ステーションあたり2万円を限度とする。なお、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定されたものが、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助の要件を満たさないことが明らかになったとき
- (4) その他、補助金の交付の内容その他この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第11条 前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、市長は、すでに交付されている補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。